

（後写鏡等）

第五十二条 平成十八年十二月三十一日以前に製作された自動車（平成十七年一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十四条第二項から第六項までの規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車に備えるものについてはロ及びハ、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員十一人以上の自動車に備えるものについてはハの規定は、適用しない。

イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上一・八メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

ハ 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

二 運転者が運転者席において、自動車（被^{けん}牽引自動車を牽引する場合は、被^{けん}牽引自動車の左右の外側線上後方五十メートルまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被^{けん}牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては自動車の左右の外側線上後方五十メートル、小型特殊自動車にあつては自動車の右外側線上後方五十メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

二 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

ハ 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

三 前号の後写鏡は、同項に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から

二百八十ミリメートル以上外側となるように取り付けられていること。

ロ 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。

ハ 自動車の左右両側（最高速度五十キロメートル毎時以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

四 次の表の上欄に掲げる自動車（被牽引^{けん}自動車を除く。）には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の下欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

自 動 車 の 種 別	障 害 物
イ 乗車定員十一人以上の自動車及び車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（ロに掲げる自動車を除く。）	当該自動車の前面から〇・三メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から〇・三メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ一メートルの障害物
ロ 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）	当該自動車の前面から二メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から三メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ一メートルの障害物

五 前号の装置の構造は、第一号ロの基準に準じたものでなければならない。

2 平成十八年十二月三十一日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものについては、前項の規定にかかわらず、後写鏡は、次の基準に適合する構造とすることができる。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、第二号及び第三号の基準は適用しない。

一 容易に方向の調節をことができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上一・八メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

三 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

四 運転者が運転者席において、自動車（被牽引^{けん}自動車を牽引^{けん}する場合は、被牽引^{けん}自動車）の左右の外側線上後方五十メートルまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引^{けん}自動車より幅の広い被牽引^{けん}自動車を牽引^{けん}する場合は、牽引^{けん}自動車及び被牽引^{けん}自動車）

の左外側附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては自動車の左右の外側線上後方五十メートル、小型特殊自動車にあつては自動車の右外側線上後方五十メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

- 3 次の表の上欄に掲げる自動車については、第一項及び前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第一項第一号（二を除く。）及び前項（第四号を除く。）
二 昭和四十九年三月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員十一人以上の自動車	第一項第一号（二を除く。）及び前項（第四号を除く。）
三 昭和五十年十一月三十日以前に製作された自動車	第一項第一号ハ及び第五号

- 4 昭和五十年十一月三十日以前に製作された自動車については、第一項第四号の表の第二欄中「及び当該自動車の左側面から〇・三メートルの距離にある鉛直面と当該自動車」を「と当該自動車」と読み替えて適用する。